

令和4年度第12回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和5年2月10日(金)			
招集場所	日南町役場 第二会議室			
開会時間	13時30分	閉会時間	14時33分	
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	足 立 福 子	6 番	塩 見 真 由 美
	2 番	天 崎 直 幸	7 番	足 立 進 也
	3 番	木 山 篤 志	8 番	糸 田 川 啓
	4 番	嶋 川 克 寿	9 番	福 田 英 夫
	5 番	加 藤 幸 児	10番	梅 林 操
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	石 見	丸 山 栄 人
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	難 波 豊 治
	山 上	妹 尾 重 寿	福 栄	山 本 昌 樹
	阿毘縁	岸 幸 利		
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員	多 里	新 田 和 之		
議事録署名委員	1 番	足 立 福 子	2 番	天 崎 直 幸
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	令和4年度実績 賃借料状況一覧について
報告第4号	所有者が確知できない農地を利用する権利の設定について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
6. 協 議 事 項	

7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>定刻より若干早いですが、予定しておられる委員の皆様がお揃いになりましたので、只今より令和4年度第12回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日欠席委員の報告をさせていただきます。多里地域 新田和之農地利用最適化推進委員から欠席の届出が出ております。また、農業委員会事務局の山田主事が体調不良のため本日欠席です。よろしくお願いいたします。</p> <p>開会にあたり、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議長	<p>皆さんこんにちは。先月1月27日、日南町農業再生協議会の総会が行われ、2月1日には農事実行組合長に今年度の水田農業の推進方針や産地交付金・令和5年度の日南町における米の生産目標数量及び生産面積目標の説明会を行いました。内容として、全国目標生産数量は669万tで6万tの減、鳥取県の生産目標数量は63,149tで24tの減となります。</p> <p>日南町生産目標数量は3621.3tで昨年実績より48.5t多くなりました。生産目標面積は、728.6haで昨年実績より9.8haの増となりました。</p> <p>昨年の米の作柄が、天候に恵まれた北海道や西日本を中心に生育が良かった半面、東北・九州では台風、日照不足の影響で主食用米の収穫量が670万3000tと過去最低となり、米の在庫量が少し減少すると見込まれます。</p> <p>次に、いよいよ新年度より地域計画の作成が本格化致します。そこで農地利用最適化推進員の皆さんには昨年行いました、農地パトロール・農家意向調査を基に皆さんお持ちのタブレットに、まずは農振農用地を中心にわかる範囲で、各担当地域の地域計画を自分なりに落としてみていただきたいと思います。農振農用地内の不耕作田・将来耕作不明の田は統一色で表しておいていただきたいと思います。まず練習として2月3月にこの作業をお願いしたいと思います。</p> <p>以上を申し上げまして、令和4年度 第12回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議事録署名 委員選任	議長	<p>日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、1番 足立農業委員、2番 天崎農業委員を指名した。</p>
報告第1号	議長	<p>続いて報告事項に移ります。報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。</p>
	事務局長	<p>報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。資料1頁、利用権設定を行った土地について内容の変更がありました。</p> <p>利用権設定をする者が△△府△△市の〇〇〇さんの代表相続人〇〇〇さん、利用権設定を受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて△△の〇〇〇さんが受けておられる農地になります。変更の理由として、権利移転に伴う権利者の変更と小作料の変更です。これまで米の物納をされて</p>

		おられましたが、それぞれ全体◇◇◇円に変更されます。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	事務局 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。資料3頁をご覧くださいと思います。本日1件の合意解約の届出が出ております。番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、田が4筆、原野が5筆合わせて9筆、面積合計が6,959㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、令和6年3月31日までの契約でしたが、解約後、所有者が管理されるということで届出がありました。以上です。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番 福田職務代理拳手) 9番 福田職務代理。
	福田職 務代理	解約の理由についてですが、解約後所有者が管理ということですが、所有者が自分で耕作したいということが理由ということでしょうか。
	事務局 長	基本的には所有者の方が管理するということですが、耕作者の方が、今後の継続が難しいというお話の中で、双方で協議されておられます。
	福田職 務代理	わかりました。
	事務局 長	すいません失礼します。4頁をご覧くださいと思います。報告第2号の続きになります。番号2、農地の所在地が△△×××番地、田が1筆、79㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて株式会社□□□が耕作されておられますが、基盤整備地から外れたため解約されます。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。 (5番 加藤農業委員拳手) 5番 加藤農業委員。
	加藤農 業委員	先ほど基盤整備の地区外にすることでしたが、最終的に整理をするときには地目の変更を農業委員会から農林課、建設課にお願いしておいていただけませんかでしょうか。
	事務局 長	先ほど加藤農業委員からのお話でしたが、土地の地目については担当課と調整をしながら進めていきたいと思います。ご意見ありがとうございました。
	議 長	その他、報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第3号	議 長	報告第3号 令和4年度実績 賃借料状況一覧について事務局お願いします。
	事務局 長	報告第3号 令和4年度実績 賃借料状況一覧についてです。資料5頁をご覧くださいと思います。内容としましては、令和4年1月から令和4年12月までに契約された賃貸借における賃借料の水準について農地法

		<p>第 52 条の規定に基づき状況提供するものです。各地域の平均値、最高値、最低値を試算したのになります。</p> <p>日南町全体の平均として 5,177 円、最高が 27,347 円、最低 454 円となります。</p> <p>公表の方法についてはホームページに掲載のほか、3 月発行予定の農業委員会だより「いなほ 81 号」に掲載予定としております。また、物納に関しては 1 袋あたり 5,550 円として算出してしております。あくまで参考ということですので、契約にあたりましては、双方で十分協議の上、終結していただきたいと思っております。以上です。</p>
	議 長	<p>報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(4 番 嶋川農業委員挙手) 9 番 嶋川農業委員。</p>
	嶋川農業委員	<p>各地区によって賃借料の差がありますが、多里地域の最高値となっておりますが、用途はどのようになっているか教えてもらえますか。</p>
	事務局 長	<p>多里地域につきましては最高が 27,347 円と他の地域と比較しましても、突出しておりますが、再設定の契約で耕作者が△△の□□□の契約で全体◇◇◇円の契約を結んでおられます。</p>
	嶋川農業委員	<p>その農地は何を耕作されておられますか。</p>
	事務局 長	<p>利用目的としては水稻作付ということで契約をされておられます。</p>
	嶋川農業委員	<p>現地はどうなっているかわかりますか。</p>
	事務局 長	<p>現状の確認はとれておりませんが、契約は水稻作付ということで伺っております。詳細については現段階でご説明ができませんが、確認して改めてご説明させていただきます。</p>
	議 長	<p>報告第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。</p>
報告第 4 号	議 長	<p>報告第 4 号 所有者等が確知できない農地を利用する権利の設定について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>報告第 4 号 所有者等が確知できない農地を利用する権利の設定についてです。資料 7 頁から 10 頁になります。昨年からの案件で所有者が確知できない農地について令和 5 年 1 月 24 日に鳥取県知事から鳥取県担い手育成機構へ中間管理権の裁定通知がなされ、令和 5 年 1 月 25 日に鳥取県担い手育成機構より利用権の設定通知がありましたので報告いたします。</p> <p>農地の所在地が△△×××番地の他、合計 4 筆、面積合計が 3,518 m²です。権利設定について 9 頁をご覧くださいと思います。農地の所有者は△△の〇〇〇さん名義の農地になります。利用権の期間が令和 5 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までの 5 年間、水張反当◇◇◇円です。利用配分計画について 10 頁をご覧くださいと思います。借受者は従前から管理をしておられた、△△の有限会社□□□です。配分期間は令和 5 年 4</p>

		月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日まで、賃借料は水張反当◇◇◇円です。以上です。
議 長		報告第 4 号についてご質問、ご意見がございましたか。 (6 番 塩見農業委員挙手) 6 番 塩見農業委員。
塩見農業委員		資料 8 頁の 3 番に補償金の支払の方法について、補償金を法務局に供託することとありますが、誰が支払うんでしょうか。
事務局 長		法務局への補償金の支払につきましては、鳥取県農業農村担い手育成機構から行います。機構への支払は有限会社□□□が行います。
塩見農業委員		それは納めギリということですか。
事務局 長		補償金の取扱いにつきましては土地所有者の相続人の申出があった場合は補償金を受け取ることができます。
議 長		補足ですが、補償金の取扱いについて土地所有者の〇〇〇さんは既にお亡くなりになられており、相続人に当たる方も相続放棄の手続きをしておられますが、今後、相続権利の方が現れた場合にはその方が補償金を受け取る手続きをすることができます。
塩見農業委員		権利者が現れない場合はそのままということですか。
議 長		そうなります。 今後今回の案件のように相続人がいないという農地が増えてくると思います。その時には同じように手続きをして県知事裁定を受けて中間管理権を取得し耕作することができるようになります。 その他、ご質問、ご意見がございましたか。 (4 番 嶋川農業委員挙手) 4 番 嶋川農業委員。
嶋川農業委員		この土地については相続人に当たる方が裁判所に申し立てて相続放棄の手続きをしていると聞いています。裁判所が認めている場合でも登記は個人のままということですか。実際は国の土地になると思いますし、その国の土地を管轄している自治体は何か取扱いする方法があるんじゃないでしょうか。
議 長		そのための制度になります。
嶋川農業委員		土地の貸し借りの利用権がついて、耕作者が機構に賃借料を支払うということですか。
議 長		そうです。 報告第 4 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	事務局 長	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定についてです。資料は 11 頁から 20 頁までになります。本日は 2 件の非農地申請があ

		<p>りました。この案件は先月農地部会で事前協議をさせていただいている案件になります。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の他、畑が 2 筆、面積合計が 244 m²。所有者が△△郡△△町の〇〇〇さん、非農地の理由としまして 20 年以上耕作しておらず、原野化しており、今後活用の意思はないということです。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が 6 筆、畑が 9 筆、合計 15 筆、面積合計が 2761 m²。所有者が△△市の〇〇〇さん、非農地の理由としまして 50 年以上耕作しておらず、原野化、山林化しており、今後活用の意思はないということです。</p> <p>13 頁から申請番号 1 から位置図、中間図、現地写真となりますので、ご確認いただければと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>説明が終わりました。地元委員からの補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>(倉光農地最適化推進委員挙手) 倉光農地最適化推進委員。</p>
	倉光推進委員	<p>梅林会長、天崎農業委員、事務局と現地確認をしております。非農地の事由にあるように、20 年以上耕作していないという状況でした。周辺の農地にも影響はないと思います。</p>
	議 長	<p>(坪倉農地利用最適化推進委員挙手) 坪倉農地利用最適化推進委員。</p>
	坪倉推進委員	<p>申請番号 2 について補足説明しますと、17 頁、18 頁に資料がありますが、J A 山上取次店から約 500m 入ったところになります。12 月 13 日に山上地域の農業委員と推進委員、山田主事と現地確認をしました。17、18 頁の資料にある建物が〇〇〇さん所有の家ですが、現在空き家になっております。周辺の農地が今回の申請農地となります。19 頁の現地写真ですが、家の後ろ側は 50 年以上経過している杉が植林されたような状態に見られます。茶屋は現在地籍調査が進んでおりますが、登記が完了するまではあと数年かかるそうです。今回〇〇〇さんの空き家と農地を含めて売買の協議が進んでおり、早急に対処したいという意向があるようです。以上です。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。農地部会からご意見がありますでしょうか。</p> <p>(5 番 加藤農業委員挙手) 5 番 加藤農業委員。</p>
	加藤農業委員	<p>推進委員に補足説明をしていただきましたが、部会としては非農地で問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>議案第 1 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。</p>
議案第 2 号	議 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。</p>
	事務局 長	<p>議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。資料 21 頁から 24 頁をご覧ください。23 頁の利用集積計画総括表をご覧ください。3 年未満の利用権設定が 5, 259</p>

		㎡で再設定の契約になります。24 頁をご覧ください。申請番号 1、△△××番地の他、合計 3 筆、面積合計が 5,259 ㎡、貸付人が△△県△△市の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付、全体で◇◇◇円、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 11 日までの 2 年 10 ヶ月の契約になります。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	再設定ということですが、契約期間の終了が細かい日にちになっているようですが、何か理由がありますでしょうか。
	事務局 長	失礼します。契約期間については他の契約と周期を合わせるという形で契約をされるということです。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 2 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
	議 長	(5 番 加藤農業委員挙手) 5 番 加藤農業委員。
	加藤農業委員	失礼します。確認ですが、再設定の契約の場合は説明を省略するということがあったと思いますが、今回はたまたま 1 件だったということで、読み上げられたと思いますが、今後の再設定の取扱についてはどのようにされますか。
	議 長	従前、新規の契約のみの説明となっておりますので、今後も新規の案件のみ説明で再設定の契約については省略するというところでお願いします。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	事務局 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料 25 頁から 29 頁をご覧ください。こちらは先ほど報告させていただいております、所有者が確知できない農地の利用配分計画となります。26 頁に機構への実績値集計表をつけております。令和 5 年 2 月 10 日の欄をご覧ください。配分計画として受け手が 1 人、筆数が 4 筆、面積合計が 3,518 ㎡です。詳細は 27 頁となります。内容として報告第 4 号でご説明した通りでございます。また、こちらは再設定の案件として扱っておりますので、お読み取りいただければと思います。28 頁、29 頁に耕作される有限会社□□□の農業経営の資料をつけておりますので、ご確認ください。以上です。
	議 長	その他、議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 3 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
議案第 4 号	議 長	続いて本日配布資料の議案第 4 号に移ります。議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。

事務局 長	<p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。資料は本日配布の資料をご覧ください。本日 2 件の申請が出ております。</p> <p>申請番号 1、農地の所在地が△△×××番地の田が 1 筆、面積が 1,961 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の株式会社□□□、3 条許可に伴う売買での移転申請です。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の田が 1 筆、面積が 5,553 m²、譲渡人が△△の〇〇〇さん、譲受人が△△の株式会社□□□、3 条許可に伴う賃借権契約です。こちらは基盤法での契約終了に伴い 3 条での賃借契約を行うものとなります。以上です。</p>
議 長	<p>地元委員の補足説明がありましたら、お願いいたします。</p> <p>(岸農地利用最適化推進委員挙手) 岸農地利用最適化推進委員。</p>
岸推進 委員	<p>申請 1 △△の農地について、特に問題ないと思います。</p>
加藤農 業委員	<p>申請 2 △△の農地についてですが、これまで基盤法で結んでおりましたので、再設定という扱いの案件です。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(5 番 加藤農業委員挙手) 5 番 加藤農業委員。</p>
加藤農 業委員	<p>申請番号 1 の単価を教えてください。</p>
事務局 長	<p>失礼します。申請番号 1 △△の件については全体◇◇◇円ということ で伺っております。反当り約◇◇◇円ということになります。</p>
議 長	<p>その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。</p> <p>(3 番 木山農業委員挙手) 3 番 木山農業委員。</p>
木山農 業委員	<p>申請番号 2 の△△の関係ですが、△△地区の圃場整備田については一枚の圃場に数人の持ち分の方もおられるということを知っておりますが、位置図の台形のような形が〇〇〇さんの持ち分ということでしょうか。</p>
加藤農 業委員	<p>おそらくそうなります。△△地区の圃場については一枚の圃場の中に数人の持ち分が入っている。この方だけでなく、△△の他の圃場も同じように A さん B さん C さんというようになっております。</p>
木山農 業委員	<p>今までも小作をされておられて、再設定という扱いなるということですか。</p>
加藤農 業委員	<p>これまで、基盤強化法で契約をしていた期限が来たので、3 条の賃借権契約を結ぶということだと思います。</p> <p>株式会社□□□は基盤強化法で契約期間が来たものについては 3 条での賃貸に変えてこられています。理由としましては、基盤強化法は有期ですが、3 条については双方がアクションを起こさない限りそのままの条件で耕作することができる制度です。株式会社□□□が責任をもって管理するという意思表示であると思います。</p>

	議 長	その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。 (9 番 福田職務代理挙手) 9 番 福田職務代理。
	福田職務代理	申請番号 1 についてですが、確認ですが、購入される方が株式会社□□□ですので、しっかり営農されておられますが、水田としての活用ということでしょうか。
	事務局 長	現在の圃場の状態につきましては状態が悪いということを知っております。現在の予定としては保安全管理ということを考えておられるということです。この農地は株式会社□□□が管理している農地と隣接しており、農地の保全をしなければならないということですので、今回売買をしてきれいに管理していきたいということを伺っております。
	議 長	その他、議案第 4 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので議案第 4 号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
協議事項	議 長	協議事項に移ります。事務局お願いします。
	事務局 長	協議事項ですが、本日資料はつけておりませんが、本日総会終了後、農政部会を開催予定にしております。案件として令和 5 年度の標準作業賃金について農政部会で協議をさせていただきたいと思っております。3 月開催予定の総会において皆様に協議させていただきたいと思っております。現在農家の皆様からのご意見、ご要望等をお聞きになっていることがありましたら、教えていただきたいと思います。以上です。
	議 長	協議事項について、農家の皆様からご要望等お聞きになっておられましたらお願いします。 皆さんからのご意見やご要望はないようですので、総会終了後の農政部会で協議させていただきます。 皆さんから協議しておきたいことがありますでしょうか。無いようですので次に移ります。
その他	議 長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局 長	次回総会の日程は令和 5 年 3 月 10 日金曜日、午後 1 時 30 分から第二会議室を予定しております。よろしくお願いします。 次に日南町農業再生協議会の総会が 1 月 27 日に開催されました。本日配布の資料は農業委員の皆様にも情報共有をさせていただくものであります。令和 5 年度、経営所得安定対策の変更箇所は産地交付金一覧の赤字で記載している内容が変更箇所になります。令和 5 年度、そばの交付金が廃止になり、飼料用米の助成について単価の変更となります。続いて水田活用直接支払交付金については大きな変更点はございませんが、資料 5 畑地化促進助成というものが新たに加わっております。内容につきましては、畑地化を促進し、水田としての活用がなくなる手切れ金という考え方になるかと思いますが、新たに加わりました。その他、大きな変更はないと把握しております。事業イメージとして交付対象水田として、以前から水張 5

		年ルールにつきまして、国は5年間で一度も水張が行われていない農地は交付対象外とする取組を進めています。その中で交付対象水田から除外されない条件として、災害復旧事業、基盤整備関連事業ということです。水張については水稲作付の確認を基本とするということです。条件によりましては、たん水管理を1カ月以上行う、連作障害に関する事で水張りを行ったとみなすという条件もありますが、水稲作付が基本になります。現在日南町ではハウス栽培のトマト、農地維持管理のそばについては変更ないということです。今後再生協議会等で詳細な説明があると思います。以上です。
	議長	ご質問、ご意見等ございますか。 (9番 福田職務代理挙手) 9番 福田職務代理。
	福田職務代理	5年水張ルールについて基盤整備地は外れるということですが、基盤整備事業は昭和から始まっている基盤整備事業すべてという考え方で問題ないでしょうか。
	事務局長	失礼します。基盤整備事業の実施については現在進行しているところということで把握しております。過去に行われた基盤整備事業については今回の除外に該当しないということです。
	倉光推進委員	基盤整備をしているということは水稲作付ができないという理由があるからという考えでいいということですよ。
	事務局長	そうなります。
閉会	議長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第12回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和5年 月 日

日南町農業委員会 会長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員